

# お知らせします。2つの給付金。

## 臨時福祉給付金

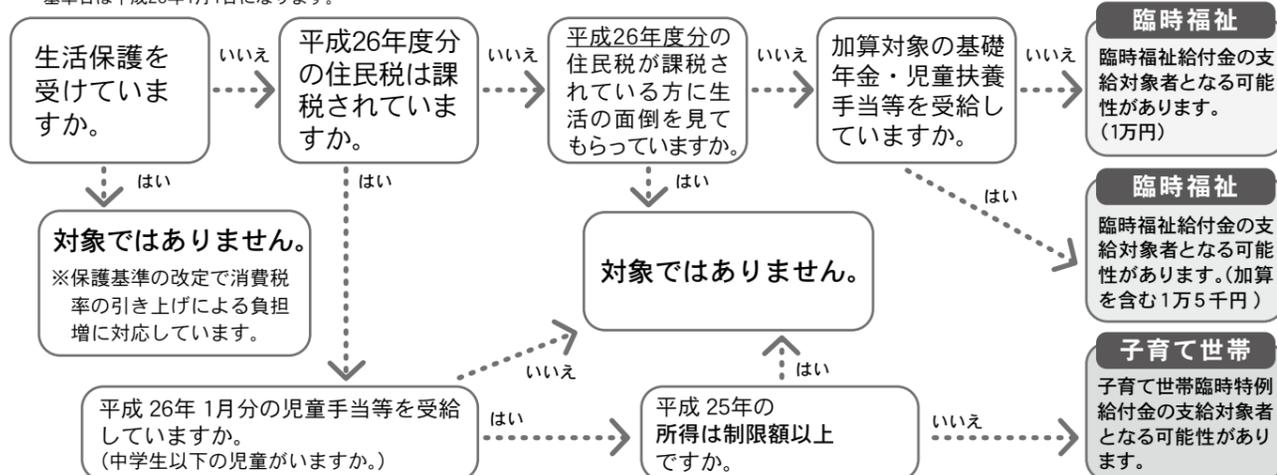
消費税率の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

## 子育て世帯臨時特例給付金

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えをはかる観点から、臨時的な給付措置として実施します。

### 対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります。



### 申請方法

- 申請先：福祉部福祉課 社会福祉係「臨時福祉給付金」窓口  
子育て支援係「子育て世帯臨時特例給付金」窓口  
平成26年1月1日時点で、西原町に住民票がある方が対象です。
- 申請期間：平成26年7月～9月予定（詳細は、追ってご案内します）
- 提出書類：申請書（対象となる方に、通知を郵送します）

本人確認書類  
住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し  
指定した口座が確認できる書類  
金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳やキャッシュカードの写し  
「子育て世帯臨時特例給付金」：児童手当の受取口座を指定する場合は、これらの確認書類は不要です。

### 給付金の受取方法

- 申請書に記載した指定口座に入金されます。  
※金融機関口座を持っていないなど、振込みによる支給が困難な場合には窓口で受け取ることができます。

### ご注意

- 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。
- 原則として、申請期間外の申請や平成26年1月1日時点で西原町に住民票がない方の申請は受け付けられません。ご注意ください。
- 申請期間などは、各市区町村により異なります。西原町以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。
- 高齢基礎年金など、臨時福祉給付金の加算対象の年金・手当等の裁定等の請求が可能で、まだ行っていない方は、平成26年9月30日までに裁定等の請求を行う必要があります。

### お問い合わせ

- 申請方法に関するお問い合わせ  
西原町役場「臨時福祉給付金」窓口（社会福祉係）「子育て世帯臨時特例給付金」窓口（子育て支援係） 電話：945-5311
- 制度に関するお問い合わせ  
みないきゆうふ  
厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル：0570(037)192

「臨時福祉給付金」（簡素な給付措置）や「子育て世帯臨時特例給付金」の  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。  
ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））に御連絡ください。

## 平成26年度 児童手当現況届の提出について

児童手当を受けている方は、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するために、6月中に「現況届」の提出が必要です。提出がないと6月以降の手当の振込みができなくなりますので、必ず期限内に提出してください。

1. 受付日時 6月11日（水）～19日（木）  
9:00～11:30 13:30～16:30（ただし土日を除く）  
※ 12:00～13:00まではお昼休みとなっているため受付できません。
2. 受付場所 西原町役場新庁舎 西原町町民交流センター会議室（1階 教育部生涯学習課隣）
3. 持参するもの

- ・現況届通知書
- ・受給者の印鑑（シャチハタ印では受付できません）
- ・厚生年金等加入の方は、『受給者（保護者）の保険証の写し』
- 4. その他

窓口で手続き  
お願い  
いたします。



- ・養育している18歳未満の児童が町外に住んでいる場合、その児童の住民票謄本（本籍・続柄の記載があるもの）
- ・平成26年1月2日以降に西原町に転入した方（配偶者も含む）は、前市町村で発行された『平成26年度児童手当用所得証明書』（配偶者が受給者の扶養に入っている場合、配偶者の分は不要）
- ・必要に応じて提出していただく書類がある場合があります。（外国人の方、配偶者が公務員の方等）

### 平成26年度児童手当現況届受付日程表

日 時	行政区名	日 時	行政区名
6月11日（水）	平園・兼久	6月17日（火）	幸地ハイツ・西原台団地 徳佐田・森川・千原・上原
6月12日（木）	掛保久・嘉手苺・西原ハイツ 小那覇・安室・県営西原団地	6月18日（水）	翁長・小橋川・内間 県営内間団地・坂田
6月13日（金）	県営幸地高層住宅・幸地 県営坂田高層住宅・棚原	6月19日（木）	与那城・美咲・我謝・東崎
6月16日（月）	桃原・池田・小波津団地 小波津・呉屋・津花波		※ 混雑を避けるため、できるだけ指定日に越してください。

【ご注意】対象者に対しては個別通知していますが、まれに、通知書が届かないという問い合わせがあります。届出は必ず必要となりますので、受給者は窓口で手続きしてください。

お問い合わせ 福祉部福祉課 子育て支援係 ☎945-5311

## 6月10日は、児童手当の振込日です！

6月10日は児童手当の支給日となっています。通帳を記帳し、ご確認ください。また、振込先に指定した口座を解約した場合は、手当の振り込みができなくなりますので早めにご連絡ください。

電話での支給状況の問い合わせについては、個人情報保護の観点からお答えできませんのでご了承ください。

★通帳への記載（例）（金融機関によって、記載内容等が異なる場合があります。）

	お支払い金額	お預かり金額	差引残高
25-6-10	ニシハラチョウ(ジドウテアテ)	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇

児童手当（平成26年2月～5月分）  
\* 6月10日振込予定です。

お問い合わせ 福祉部福祉課 子育て支援係  
☎945-5311